

# 「認定済みの表示板」の掲示について

認定証の交付を受けた建築物の工事に着手するときは、工事現場の見やすい位置に、景観法による認定済であることを示す表示板を掲示する必要があります。

※景観法第六十八条第一項

表示板の様式は、下記の様に定められています。

※景観法施行規則第二十四条

## 記載例

様式第七（景観法施行規則第二十四条関係）

景観法による認定済	
認定年月日番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 倶ま新第 〇〇〇号
認定証交付者	倶知安町長 文字一志
建築等工事主氏名	くっちゃん ジャが太
設計者氏名	アトリエクツチャン設計事務所 くっちゃん ジャが子
工事施行者氏名	ジャが造建設株式会社 代表取締役 くっちゃん ジャが造
工事現場管理者氏名	ジャが造建設株式会社 くっちゃん ジャが吉
認定に係るその他の事項	

35 cm 以上

25 cm 以上

認定証右上の番号を記載してください。

申請者の名前を記載してください。

※認定年月日番号には「景観法」の認定証の番号を表記してください。